

第4章

人権が尊重される社会の形成

人権は、誰もが生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きていくための権利であり、性別、国籍、年齢、病気や障害などによる差別、偏見のない社会の実現が求められます。

配偶者からの暴力、性暴力、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント、売買春等は、その形態のいかんを問わず男女平等参画社会の実現を阻害する要因です。これら加害行為は、極めて自己中心的な目的で行われることが少なくありません。一方、被害に遭った者は、恐怖や不安を与えられるばかりか、その身体やところに一生かかっても回復できない傷を受ける場合も多く見られます。深刻な人権侵害であるこれらの加害行為を防止し、人権を守るためには、行政はもちろん、都民、事業者、民間団体等が力を合わせて取り組まなければなりません。

また、暴力表現や配慮を欠いた性表現を防ぐなど、メディアにおける人権の尊重を確保することも重要です。

男性も女性も各人が、互いの特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ相手に対する思いやりをもつことは、男女平等参画社会形成の前提です。特に、妊娠・出産期の女性への支援や、こころの健康づくりについても大きな課題として取り組んでいかなければなりません。このようなことに配慮し、男女の生涯を通じた健康の支援のための対策を推進する必要があります。

4. 人権が尊重される社会の形成

(1) 男女平等参画を阻害する暴力への取組

※ 配偶者からの暴力の防止

具体的な施策については、「東京都配偶者暴力対策基本計画」に掲載

① 性暴力・ストーカー等の防止

ア 被害者等への支援

ア 被害者等への支援

② セクシュアル・ハラスメントの防止

ア 相談・普及啓発
イ 都庁内におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策

ア セクシュアル・ハラスメント防止の普及啓発等

(2) 生涯を通じた男女の健康支援

ア 母子保健医療体制の整備及び相談等の支援
イ 各年代に応じた健康支援及び性教育

ア 出産・育児準備支援等
イ 各年代に応じた健康支援及び性教育

(3) 男女平等参画とメディア

ア メディアへの対応

ア メディア事業者の取組
イ メディアへの対応

(1) 男女平等参画を阻害する暴力への取組

① 性暴力・ストーカー等の防止

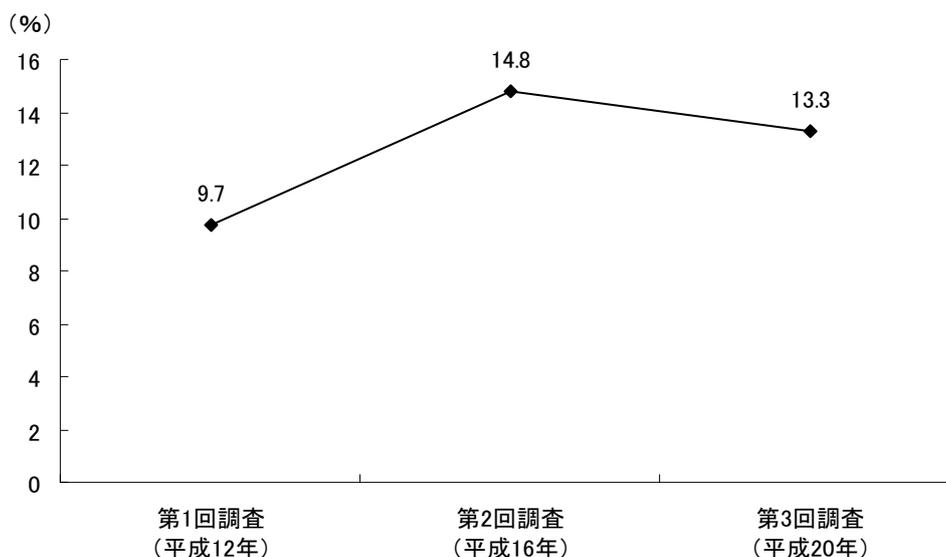
目標

被害者の人権を尊重し、被害者の立場に配慮した相談支援体制の充実を図ります。

■現状・課題

- 性犯罪やストーカー行為は、重大な人権侵害であり、配偶者からの暴力とともに男女平等参画社会の実現に向けた大きな妨げになっています。その被害は特に女性に多く、これらの行為により、被害者は身体的・精神的に大きな被害を受けるとともに、安全な生活や職業をも奪われてしまう場合も見られます。
- 警視庁に寄せられたストーカー行為等に係る相談件数は、平成 21 年をピークに高止まりの傾向を示しており、平成 22 年は 1,032 件で、被害者の 86%が女性です。また、ストーカー規制法による検挙者数は緩やかな増加傾向にあり、警告の件数も平成 17 年以降増加を続けています。ストーカー規制法が平成 12 年 11 月に施行されてから 10 年以上が経過しましたが、ストーカー行為は減少していないものと考えられます。
- 東京都が設置した犯罪被害者の総合相談窓口における性犯罪被害に関する相談・支援件数は、平成 22 年度には延べ 1,600 件を超え、全体のおよそ 3 分の 1 を占めています。しかし、法務省の「第 3 回犯罪被害実態（暗数）調査」では、強姦や強制わいせつなどの被害者がその被害を申告したのは 1 割程度にすぎません。
- 内閣府の「男女間における暴力に関する調査」では、男性から無理やり性交された被害者の 6 割は「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっているとあったから」「そのことについて思い出したくなかったから」などの理由で被害を誰にも相談していません。
- このように、性暴力については、被害を知られることに羞恥心を覚えたり、関係機関や第三者の不用意な発言によって精神的に傷を負う二次被害を恐れることなどにより、被害を打ち明けることを躊躇する例が少なくありません。支援の際には、相談しやすい環境整備や二次被害防止に向けた取組が求められます。
- 被害に遭った女性はできる限り早く、医療的・心理的・法的支援を受けることが必要になってきます。しかし、複数の機関を訪問することは苦痛です。国の「第 2 次犯罪被害者等基本計画」では、性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進のための取組を進めていくこととされています。被害者の負担軽減につながるよう、支援の充実が求められます。

性的事件の被害申告率の推移（全国）



資料：法務省「第3回犯罪被害実態(暗数)調査（平成20年）」

■取組の方向性

- 社会全体で性犯罪・ストーカー行為の防止が重要な課題であるという認識を深めるとともに、性犯罪、ストーカー行為に関する被害の相談窓口を周知します。
- 相談に対する被害者の心理的な抵抗感を取り除き、被害者にとって相談しやすい環境を整備するとともに、被害者のプライバシー保護や二次被害防止に向けて適切に対応します。
- 被害者が、様々な支援を一か所で受けられる体制の整備など、被害者のニーズに応える支援のあり方について、必要な検討を行います。

＜ 都の施策 ＞

ア 被害者等への支援

- 性犯罪等の防止と相談しやすい体制等の充実、被害者への配慮を徹底するとともに、性犯罪・性暴力への対応と取締りを強化します。
- 被害者が、様々な支援を一か所で受けられる体制の整備など、被害者のニーズに応える支援のあり方について、必要な検討を行います。

番号	事業名	事業概要	所管局
119	☆公益社団法人被害者支援都民センターと協働した被害者等への支援	公益社団法人被害者支援都民センター内に犯罪被害者のための東京都総合相談窓口を設置し、電話等相談、面接相談、直接的支援等を行います。	総務局
120	相談・一時保護	東京ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、電話や面接によって相談に応じるほか、女性相談センターにおいて、一時保護等の相談に応じます。	福祉保健局 生活文化局

番号	事業名	事業概要	所管局
121	来日外国人女性 緊急保護事業の 補助	緊急に保護を求める外国人女性に対する保護体制の充実を図るため、外国人女性の緊急保護を実施する法人に対し、その運営に要する経費の一部を補助します。	福祉保健局
122	女性に対する相 談体制の充実	鉄道警察隊分駐所に痴漢被害相談所を設置し、また、女性警察官が配置されている交番に女性の安全相談所を開設し、女性警察官が女性の被害や相談等の受理に当たり、性犯罪等の防止と相談しやすい体制の充実を図ります。	警 視 庁
123	情報提供、相談、 カウンセリング 機能の充実	「犯罪被害者ホットライン」により、被害者からの相談に応じるほか、各警察署における被害者相談受理体制の整備、充実を図ります。「被害者の手引き」の交付により、各種情報提供を行います。	警 視 庁
124	性犯罪被害者に 対する支援	性犯罪被害者の診察等に係る経済的負担の軽減を図るため、緊急避妊薬、性感染症検査及び人工妊娠中絶並びに一時避難場所の確保に係る費用の一部を公費により支出します。	警 視 庁
125	性犯罪被害者へ の配慮	女性警察官のうち、適任者を「性犯罪捜査員」に指定し、事件の潜在化防止と被害者の精神的負担の軽減を図ります。 性犯罪捜査員に対し、性犯罪被害者からの事情聴取、供述調書の作成、その他専門的知識及び技能習得に重きを置いた訓練を推進し、捜査能力の向上に努めるとともに、組織的な体制強化をしています。	警 視 庁
126	性暴力、性犯罪 への対応と取締 り強化	捜査を迅速かつ的確に推進するため、主管課の専務員が早期現場臨場するとともに、性犯罪捜査員の育成増強を図ります。 「犯罪被害者支援推進月間」を実施し、性犯罪被害者に対する処遇の適正と捜査の徹底を図ります。 児童ポルノ・児童買春等の根絶に向けて、取締の強化及び少年相談専門職員等による相談・保護の充実を図ります。	警 視 庁
127	☆性暴力に関す る相談について の研修	性暴力に関する相談を受けるに当たっての留意点等について、区市町村の相談員等に向けた研修内容の一部に加え、被害者のより一層の支援を図ります。	生活文化局

＜ 都民・事業者の取組 ＞

ア 被害者等への支援

- 性犯罪、ストーカー行為の防止は、重要な社会的課題であることの認識を深めるとともに、民間団体等は、その機能をいかし、被害者相談や被害者への支援を行います。

番号	項目	概要	団体名
34	被害者等への支援	相談事業 電話相談、メール相談、面接相談など、専門的な研修を受けた犯罪被害相談員による相談業務を行います。	被害者支援 都民センター
		被害者への直接的支援事業 被害者の希望に応じて、警察署、病院、法廷等への付き添い、情報提供等を行います。	
		啓発活動等 関係機関との連携や支援活動に関する広報啓発活動、被害者等に関する調査及び研究等を行います。	
		☆研修 性暴力被害についてより適切な対応ができるよう、相談員・支援員研修を実施したり、外部研修に積極的に参加します。	
		☆暴力の被害者等の早期発見と支援 病院等勤務者による被害者の早期発見と対策等について学習会を実施します。	看護協会
35	女性に対する暴力の根絶	☆女性に対するあらゆる暴力廃絶のため学習会等で周知します。	連合東京
		☆シェルターの支援、被害者支援（助ける組織を紹介、経済的援助など）、啓発活動（講演会など）を実施します。	ソロプチミスト日本東リジョン
		女性に対する性犯罪・売買春・人身売買防止等への取組として、児童買春・児童ポルノ禁止等に関するユニセフや国際NGO等の活動に参加します。	

② セクシュアル・ハラスメントの防止

目標

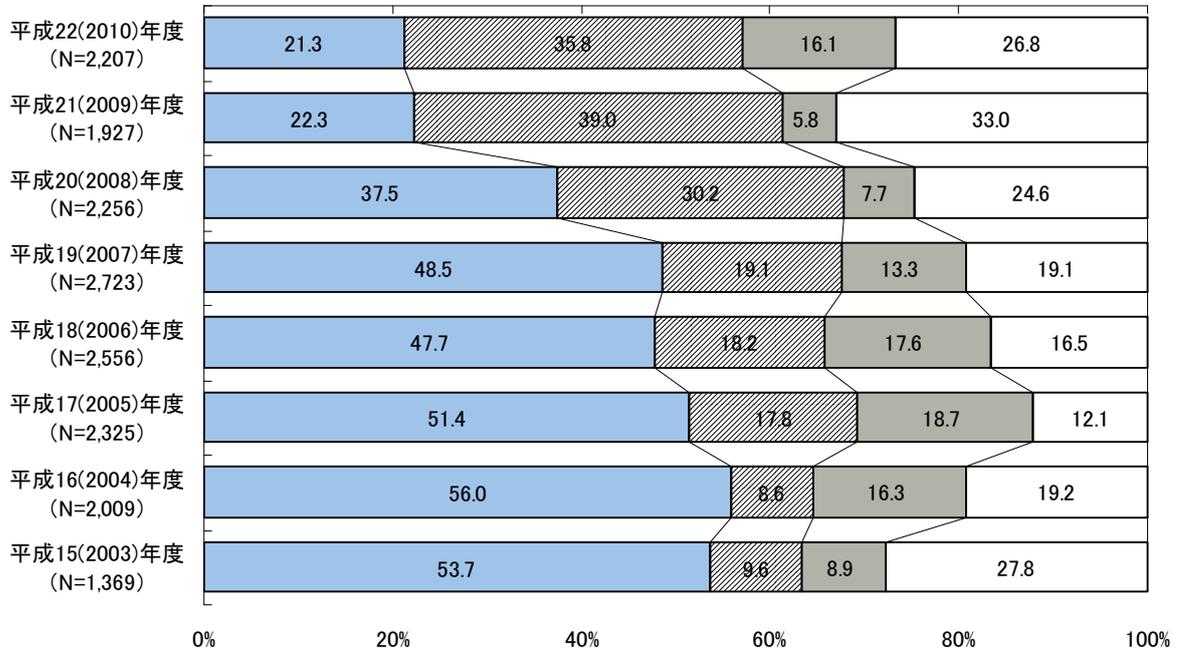
セクシュアル・ハラスメントは、社会的に許されない行為であることを広く周知徹底するとともに、その防止に努めます。

■現状・課題

- セクシュアル・ハラスメントは、被害者の人権を著しく侵害し社会的にも許されない行為であり、雇用の場だけでなく、教育や福祉などの現場や地域社会においても発生する可能性があるため、男女を問わず誰でも被害者となるおそれがあります。
- 都は、東京都男女平等参画基本条例第 14 条において、あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントを禁止しています。
- 雇用の場においては、平成 19 年に施行された改正男女雇用機会均等法により、セクシュアル・ハラスメントに対する防止措置が事業主の責務とされたほか、男性に対するセクシュアル・ハラスメントも防止対策の対象とされました。
- 都への労働相談の内容では、対価型・地位利用型セクシュアル・ハラスメントに代わり、環境型セクシュアル・ハラスメントの割合が増加傾向にあります。
- 教育現場においても、セクシュアル・ハラスメントへの対応が求められています。都内の教育機関では、これまでも教職員の研修や相談窓口の設置などの取組が行われていますが、今後も、教育の場における人権侵害の防止と被害者の保護を徹底する必要があります。
- また、近年、職場における人権侵害として、パワーハラスメントの問題が深刻化しています。パワーハラスメントについては、業務上の指導との線引きが難しいという側面があるものの、セクシュアル・ハラスメントと同様に、パワーハラスメントが社会的に許されない行為であることを認識させるための取組が必要です。

セクシュアル・ハラスメントに関する相談の内容（都）

- 対価型、地位利用型セクシュアル・ハラスメントに関する労働者からの相談
- ▨ 環境型セクシュアル・ハラスメントに関する労働者からの相談
- セクシュアル・ハラスメントに関する人事労務管理上の相談
- その他・不明



資料：東京都産業労働局「労働相談及びあっせんの概要」より作成

注：※平成20年度以降の相談内容の件数は重複分を含む

■ 取組の方向性

- セクシュアル・ハラスメントは社会的に許されない行為であることを広く周知徹底するため、普及啓発や相談体制の充実など必要な対策を進めます。
- 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けては、使用者への啓発を含め、具体的な取組方法や行政による支援策等を周知し、主体的な取組を促します。
- 教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けて、積極的に取り組んでいきます。

< 都の施策 >

ア 相談・普及啓発

- 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するために、法令の周知や相談体制を整備します。

番号	事業名	事業概要	所管局
128	セクシュアル・ハラスメント防止に関する労働相談等	労働者・使用者双方に対して、セクシュアル・ハラスメント防止に関する普及啓発活動を行います。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談、あっせんを行います。	産業労働局

イ 都庁内におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策

- 都庁内におけるセクシュアル・ハラスメントの防止体制を整備するとともに、セクシュアル・ハラスメント行為を行った者については、引き続き厳正な措置を行います。

番号	事業名	事業概要	所管局
129	セクシュアル・ハラスメント防止連絡会議の開催	各任命権者の代表、関係局の代表及び関係者等からなる連絡会議を設置して、都におけるセクシュアル・ハラスメントの防止を図ります。	総務局
130	セクシュアル・ハラスメント相談員の設置	各局にセクシュアル・ハラスメント相談員を設置して、職員からの相談・苦情を受け、また職員に対して適切な指導及び助言を行います。	各局
131	セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修	講師養成研修「人権・同和問題科」 都政に携わる全ての職員の人権意識の高揚を図り、同和問題をはじめ女性、子供などの様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めます。 また、セクシュアル・ハラスメントに関する研修も 行います。	総務局
		職員を対象に男女平等参画についての研修を実施します。	各局
		公立学校の初任者研修や10年経験者研修、管理職研修（候補者を含みます。）において、セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を実施します。	教育庁

＜ 都民・事業者の取組 ＞

ア セクシュアル・ハラスメント防止の普及啓発等

- 各企業や教育機関等において、男女雇用機会均等法に基づき、セクシュアル・ハラスメントの防止対策を実施し、取組を強化するとともに、従業員に対する周知を図ります。
- 相談しやすく、迅速かつ適切な対応ができる体制の整備を進めていきます。

番号	項目	概要	団体名
36	普及啓発・研修	セクシュアル・ハラスメントや性暴力等の防止についての知識の普及啓発、資料の配布などに努めます。	工業団体連合会
		職場におけるセクシュアル・ハラスメントを理解するために研修を実施していきます。	専修学校各種学校協会
		(1)セクシュアル・ハラスメントに関する状況把握や制度整備等の事例の把握、情報提供を行います。 ☆(2)人事・総務・教育担当職員を対象にセクシュアルハラスメント・パワーハラスメント・メンタルヘルス等の実務研修を行います。	生活協同組合連合会

番号	項目	概要	団体名
37	相談	会員の要望に応じ検討し、相談に対応します。	書籍出版協会
38	NPO支援	セクシュアル・ハラスメントの悩みに対応する事業を行うNPOの設立支援と育成を行います。	NPOサポートセンター

(2) 生涯を通じた男女の健康支援

目標

生涯を通じて健康な生活を送ることができるように支援するとともに、男性も女性も、相互に身体の特徴を十分に理解し、個人の人権を尊重する意識を育てます。

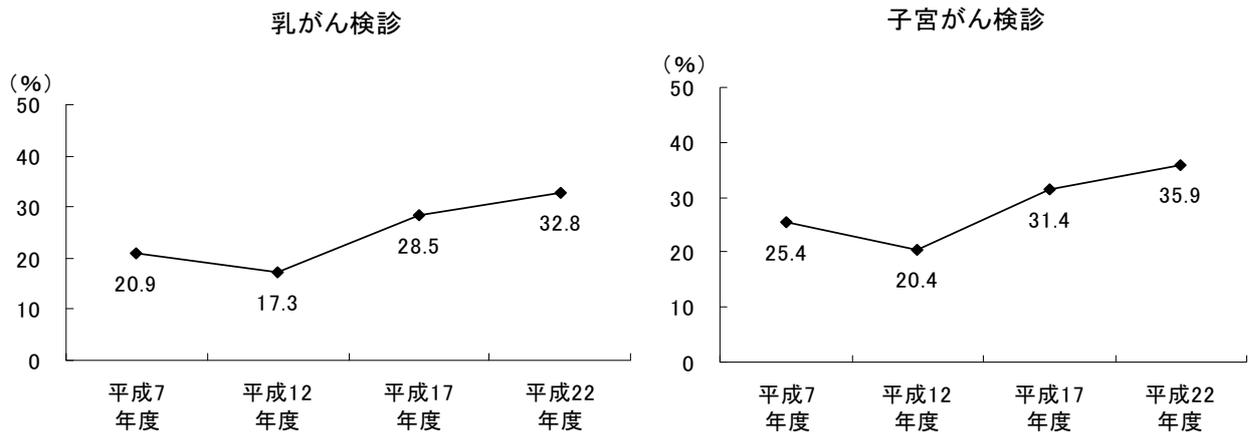
■現状・課題

- 男女平等参画社会の実現に向けては、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きることが重要です。また、心身の健康についての正しい知識や情報を入手して、その健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようになることが重要です。近年では、男女それぞれの性差に留意した適切な治療や女性特有の健康上の問題を相談しやすい医療環境づくりに対する取組が行われています。
- 妊娠・出産期は、女性の健康にとっての大きな節目であり、安心して安全に子供を産むことができる環境を維持する必要があります。職場においても、母性保護の観点から妊娠中の女性に対する配慮が必要です。また、出産は女性の心身に様々な影響を及ぼしますが、産後の子供との生活を健やかに送ることができるように適切な支援を行うことも重要です。全国の周産期死亡率、妊産婦死亡率、乳児死亡率、新生児死亡率といった母子保健に関する指標は、いずれも低下傾向にあります。
- 一方、不妊に悩み、実際に不妊治療を受ける男女が増加していることから、その対策を推進する必要があります。
- 男女の健康を支える上で、医師を中心とした医療関係者が大きな役割を持っています。平成 20 年末時点での東京都の人口 10 万人に対する医師数と産婦人科・産科医師数は全国平均を上回っており、医療基盤の整備が進んでいると言えます。ただし、産婦人科・産科医の人数の推移を見ると、長期的には減少傾向にあり、産婦人科・産科医を確保し、安心して出産することのできる環境を整えていくことが急務です。
- 近年、若年層において、未熟な性意識や無責任な性行動がみられます。人工妊娠中絶件数は、全国では減少しており、東京都でも減少傾向にありますが、24 歳以下の若年層が約 3 割を占めています。また、全国の性感染症の報告数は近年減少傾向にありますが、15～24 歳の若年層が全体の 2～4 割を占めています。学校教育とも連携し、引き続き、効果的な予防啓発等に取り組んでいく必要があります。
- 東京都のがんによる死亡率は男女ともに減少傾向にありますが、乳がんによる女性の死亡率は、全国に比較し高くなっています。一方、東京都のがん検診受診率については、「健康増進法に基づくがん検診の対象人口率等調査」によると、乳がん・子宮がん検診を過去 2 年以内に受けた人は、全体の 30%を超えるにとどまり、検診を受けることが習慣として定着していません。
- こころの健康づくりも課題の一つです。平成 21 年度の東京都福祉保健基礎調査によると、毎日の生活の中で、悩みやストレスが「ある」（「たまにある」、「よくある」と回答した人の合計）と回答した人は 66.4%でした。男性 62.8%、女性 69.7%と女性の方がストレスがあるという人が多く、特に、20 歳代から 40 歳代の女性では、約 8 割に達します。悩みやストレスの原因として、男女で違いがみられます。上位 3 つを挙げると、男性では、「自分の仕事」64.4%、「収入・家計・借金など」35.9%、「家族以外との人間関係」27.2%であり、女性では、「自分の仕事」36.9%、「家族以外との人間関係」32.1%、「収入・家計・借金など」31.3%となっています。相談先としては、男性は「家族」が 34.8%、「相談する必要はないので、誰にも相談していない」が 30.4%、「友人・知人」

が 26.8%であり、女性では「友人・知人」が 49.6%、「家族」が 47.4%、「相談する必要はないので、誰にも相談していない」が 16.1%と回答しています。

- 東京都の自殺者数は平成 10 年に急増して 2,740 人となり、その後は横ばいの状況です。自殺者のうち、およそ 3 分の 2 が男性となっています。年代別に見ると、男性の 50 歳代後半から 60 歳代後半の自殺率が特に高くなっています。

乳がん・子宮がんの検診受診率（都）



資料：東京都福祉保健局「健康増進法に基づくがん検診の対象人口率等調査」
 注：平成 17 年度までは東京都福祉保健局「老人保健法等に基づく健康診査及びがん検診の対象人口率調査」

■取組の方向性

- 男女の生涯を通じた健康づくりを支援するため、医療関係機関等と連携し、性や年代に応じた健康支援を充実させます。
- 安心して出産できる環境を確保していく上でも、医療関係機関等と連携して産婦人科医の確保等の母子保健医療体制の整備に努めます。
- 性感染症など性に関する知識の普及を図ります。特に若年層に対して、発達段階に応じた適切な性教育を実施します。
- 乳がん・子宮がん等に関する正しい知識の普及啓発やがん検診の受診率の向上に向けた取組を行います。
- こころの健康づくりについては、悩みやストレスに対する受け止め方や対応、相談することの意義等について普及啓発を図ります。

＜ 都の施策 ＞

ア 母子保健医療体制の整備及び相談等の支援

- 安心して出産できる環境を確保していく上でも、医療機関等と連携して産婦人科医の確保等の母子保健医療体制の整備に努めるとともに、相談等の支援を行います。

番号	事業名	事業概要	所管局
132	周産期母子医療体制の整備	周産期医療は、妊娠合併症や分娩時の新生児仮死への対応等緊急性の高いものが多く、迅速に適切な医療を行うことが母・児の生命や治療後の経過を左右するため、出産前後の母体・胎児や新生児に対する高度な医療に対応できる周産期母子医療センター等の整備を進めるとともに、総合的な周産期医療体制を確立します。	福祉保健局
133	小児救急医療体制の整備	区市町村が実施する小児初期救急医療に要する費用の補助や、全都における小児の二次救急医療体制を確保するほか、より専門性の高い小児三次救急医療体制を確保するためのネットワークを構築します。	福祉保健局
134	母子保健医療に関する相談事業	<p>電話相談「母と子の健康相談室」（小児救急相談） 母子の健全な育成を図り、小児救急医療の前段階での安心の確保のため、区市町村保健センター等が閉庁する平日夜間・休日に、都民を対象として母と子の健康や育児に関する不安や悩みについて、保健師や助産師等、また、必要に応じて小児科医師が専門的な立場から電話での相談に応じます。</p> <p>SIDS電話相談 SIDS(乳幼児突然死症候群)を始め、病気、事故、流産、死産等で子供を亡くした家族等の精神的支援を行うため、保健師及び体験者が相談に応じます。</p> <p>TOKYO子育て情報サービス 妊娠、子育て及び子供の事故防止等に関する情報を365日24時間、電話(音声自動応答システム)とファクシミリにより提供します。</p> <p>東京都こども医療ガイド 育児経験の少ない親などを対象に、子供の病気やけがへの対処の仕方、病気の基礎知識、子育てのアドバイスなどをホームページで、動くキャラクターと音声による会話方式の親しみやすい形で情報提供します。</p>	福祉保健局

番号	事業名	事業概要	所管局
135	医療費の助成等	妊娠高血圧症候群等医療費の助成 妊産婦の死亡原因となるとともに、出生児に対する影響も著しい妊娠高血圧症候群等に罹患している妊婦が早期に適切な医療を受けることを容易にするため、必要な医療費の助成を行います。	福祉保健局
		入院助産 保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合、妊産婦に対し助産施設において助産を行います。	
136	不妊治療費の助成	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療のうち医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精と顕微授精に要する費用を助成し、次世代育成支援の一助とします。	福祉保健局

イ 各年代に応じた健康支援及び性教育

- 生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、乳がん・子宮がん等に対する正しい知識の普及啓発やがん検診受診率を向上させる取組を行います。
- うつの早期発見や診療体制の強化、自殺の未然防止や相談体制の強化など、こころの健康づくりに関する取組を進めます。
- 若年層に対しては、発達段階に応じた適切な性教育を実施します。

番号	事業名	事業概要	所管局
137	生涯を通じた女性の健康支援	女性の健康支援のための知識の普及と心身の健康に関する相談指導や不妊に関する相談を行うとともに、相談・指導に従事する者の養成・資質向上のための講習会や研修を行います。	福祉保健局
138	女性のがん対策強化事業	女性のがん検診（子宮がん及び乳がん）について、検診及びHPV（ヒトパピローマウイルス）感染予防の重要性を訴え、がんの予防と早期発見につなげるため、広く普及啓発を行う。	福祉保健局
139	女性専用外来の設置	女性特有の身体症状（疾患）やストレス等による心身の変調等を対象に、女性医師が「女性の心身を総合的に診察する」専門外来を実施します。	病院経営本部
140	自殺総合対策東京会議の設置・運営	保健、医療、福祉、労働、教育、警察等の関係機関により、自殺対策の社会的推進のあり方を検討するとともに、相互連携のもと協働して総合的な対策を進めます。	福祉保健局
141	自殺問題に関する普及啓発	自殺問題の実態や社会的取組の必要性について、都民、企業等の理解の増進と協力を進めるため、関係機関とともに都民的な運動を展開します。	福祉保健局

番号	事業名	事業概要	所管局
142	「ゲートキーパー」の養成	自殺の早期発見、早期対応を図るため、相談窓口等において日常の業務等を通じて心身不調のサインに気づき、必要に応じて専門機関等へつなぐ役割などを担う「ゲートキーパー」を養成します。	福祉保健局
143	「こころといのちの相談・支援東京ネットワーク」の構築	自殺の背景にある複合的な問題に対応するため、保健医療、労働、法律分野の相談機関や民間関係団体等の構成による重層的な相談・支援のネットワークを構築します。	福祉保健局
144	かかりつけ医による「うつ」の診療体制の強化	自殺の大きな要因の一つである「うつ病」について、かかりつけ医での早期発見と専門医療の提供体制を整備します。	福祉保健局
145	夜間こころの電話相談事業	通常の相談機関が開設していない時間帯(17時から22時)において相談を受け付け、うつ病等の病状悪化や自殺防止を図ります。	福祉保健局
146	自死遺族に対する支援策の実施	遺族への適切な情報提供や自死の苦しみを分かちあうための遺族の集いの開催など、遺族を支援する取組を進めます。	福祉保健局
147	☆東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～	自殺専用の相談電話を設置し、電話相談に対応する相談員の人材育成を行うことにより、自殺念慮者の相談に応じるとともに、適切な相談機関につなぐなどにより自殺防止を図ります。	福祉保健局
148	☆地域自殺対策緊急強化基金事業	区市町村及び民間団体の自殺対策事業に補助を行います。	福祉保健局

番号	事業名	事業概要	所管局
149	性感染症対策・エイズ対策	性感染症検査 保健所で実施している HIV 検査に併せて、希望者に対して性感染症の検査を行います。検査時にカウンセリングを行い、陽性者に対しては治療を勧めます。	福祉保健局
		性感染症普及啓発活動 パンフレットの作成や啓発イベントの開催を通じて、性感染症の正しい知識の普及啓発を図ります。	
		エイズ相談検診体制 HIV/エイズは早期発見、早期治療が重要であるため、保健所等において無料・匿名で HIV 検査を実施します。東京都南新宿検査・相談室等では土曜・日曜・平日夜間に HIV 検査を実施します。また、検診・相談を通じて HIV/エイズに関する偏見のない社会づくりを目指します。	
150	エイズ啓発拠点事業の充実・強化	繁華街等集まる若者をターゲットにエイズ啓発拠点（ふぉー・てい）事業を通年で実施するとともに、繁華街での広報活動による情報発信を実施するなど、さらに効果的な予防啓発を図ります。	福祉保健局
151	エイズ対策普及啓発活動の強化	若年層に対する普及啓発として、同年代の仲間同士（＝ピア）と一緒にエイズのことを考えながら、エイズ予防や感染者への偏見・差別をなくすための活動を、地域の教育機関等と連携しながら、保健所（多摩地域）・東京都看護協会（23区）が実施します。	福祉保健局
152	学校における性教育の改善・充実	各学校における性教育の全体計画及び年間指導計画の工夫や作成について、「性教育の手引き」等を活用し、児童・生徒の人格の完成を目指す「人間教育」の一環として、人間尊重の精神に基づいて性教育を適正に行うことができるよう支援します。	教育庁
		研修会等を通して、児童・生徒の健康的なライフスタイルの確立を目指した性教育に関する指導方法の工夫・改善を行うことができるよう教員の授業力の向上を図ります。	
		区市町村教育委員会と連携し、公立学校における適正な性教育の実施及びその定着を図ります。	

＜ 都民・事業者の取組 ＞

ア 出産・育児準備支援等

- 出産・育児準備等への支援を行うとともに、医師、医療関係者は、性差に応じた健康支援や健康指導、母性保護への配慮に努めます。

番号	項目	概要	団体名
39	出産準備支援・育児支援等	<p>新しい生命を夫婦で心豊かに迎え、子育てを楽しみ、子供の成長とともに親もまた成長してほしいという願いから以下の事業を実施します。</p> <p>(1) 両親学級 妊娠・出産・育児に関する正しい情報や夫の役割等を分かりやすく伝え、出産、育児に対する不安を軽減します。</p> <p>☆(2) とうきょうマタニティーフェスティバル 東京都助産師会と協力し、妊娠中の妊婦と配偶者を対象にイベントを開催し、妊娠中の不安等への相談や、仲間づくりを支援します。</p> <p>(3) すくすくフェスタ ・両親学級に参加した出産後の親子を対象にイベントを開催し、産後の相談・育児相談・ベビーマッサージ・月齢に合ったお遊びなどを実施します。 ・同年代の親同士の仲間づくりを支援します。</p>	看護協会

イ 各年代に応じた健康支援及び性教育

- 事業所等において、過重労働の削減に取り組むとともに、メンタルヘルス対策などのこころの健康づくりへの取組を行います。また、発達段階を踏まえた適切な性教育を実施します。

番号	項目	概要	団体名
40	健康支援	<p>☆子宮頸癌^{けいがん}ワクチン接種の普及と、性感染症の早期発見と適切な指導、治療が受けられる環境整備を行います。</p>	医師会
41	相談等	<p>従業員のメンタルヘルス対策</p> <p>(1) 協会経営労務相談室において、臨床心理士等が企業におけるメンタルヘルス対策（研修、カウンセリング等）の進め方や従業員への対応等についての相談業務を行います。</p> <p>(2) 経営者の視点から従業員の心の問題への対応について学習するため、弁護士や臨床心理士、産業医等による講演会やセミナー、各企業の対応事例の発表会を開催します。</p> <p>☆(3) 近年問題となっているメンタル不全者への対応や、メンタル不全者の防止等への相談、セミナー開催、また不全者の職場復帰への支援策の周知を行います。</p>	東京経営者協会

番号	項目	概要	団体名
42	情報発信等	<p>☆都民の健康支援に向けた情報発信等</p> <p>(1)「まちの保健室」等を利用しての、健康チェック、健康相談や必要な情報発信</p> <p>(2)健康に関する公開講座の開催</p> <p>(3)ホームページ等での情報発信</p> <p>(4)出前授業（母性保護、エイズ予防活動等）の実施</p> <p>(5)子育て支援（両親学級、すくすくフェスタ等）の実施</p>	看護協会
43	提唱活動	<p>森林療法、子供の食育、女性特有のがんの早期発見等の提唱活動を行います。</p>	ソロプチミスト日本東リジョン
44	性教育等	<p>☆青少年への性教育指導、心のケア等の精神疾患への対応のために、東京都教育庁の実施する都立学校における専門医派遣事業に協力し、心身共に健全な発育をするように学校保健活動支援を充実させます。</p>	医師会
		<p>☆(1)出前授業</p> <p>学校での「命の大切さ」「性感染症予防」の授業や、企業等での「職場における女性保護」に関する普及事業等に直接出向き協力します。</p> <p>(2)東京エイズ・ピア・エデュケーション</p> <p>①エイズ・ピア・エデュケーターの育成（10～20代の若者対象）</p> <p>②エイズ・ピア・エデュケーションの実施（中学・高校・大学・専門学校等に出向き、エデュケーションを実施）</p>	看護協会
		<p>性教育において、男女の相違や双方を尊重することの大切さを理解させます。</p>	私立初等学校協会

(3) 男女平等参画とメディア

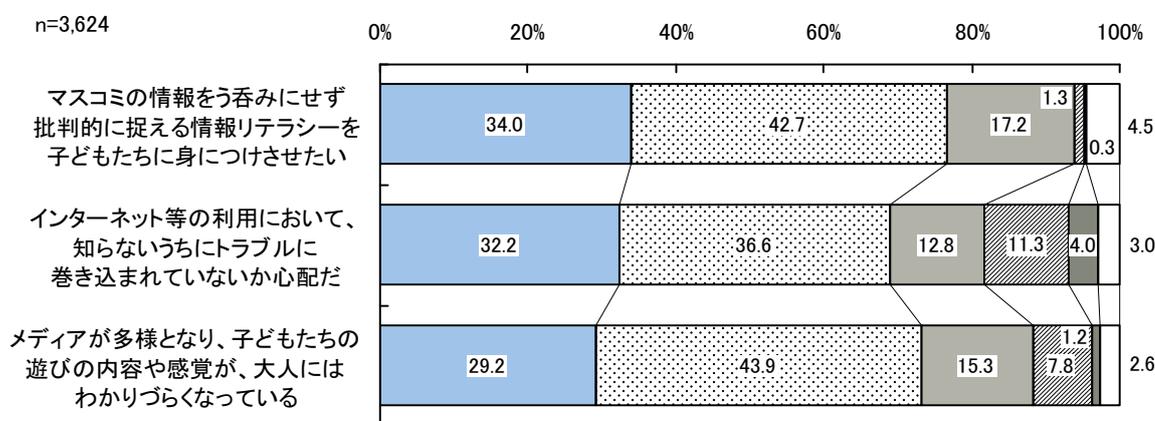
目標	メディア事業者の自主的な取組を促すとともに、情報の受け手が必要な情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力の育成を図ります。
----	---

■現状・課題

- メディアは影響力も大きく、男女平等参画に関する情報の提供や平等参画意識を高めるのに大きな効果があると考えられます。また、インターネット等を活用した情報提供も有用です。
- しかし、メディアの提供する情報の中には、性別役割分業に基づくステレオタイプの男女像や女性や子供を性的ないしは暴力行為の対象として捉えた表現等も見受けられ、男女平等参画を阻害する要因の一つになっています。内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査」によると、テレビやインターネット等のメディアにおける性・暴力表現について問題があると考えている人が8割に達しています。
- 表現の自由を十分に尊重しつつ、表現される側の人権や性・暴力表現に接しない自由、マスメディアや公共空間において不快な表現に接しない自由にも十分な配慮を払う必要があります。
- 東京都では、平成22年12月に「東京都青少年の健全な育成に関する条例」を改正し、青少年の健全な育成を図るため、インターネット利用環境の整備等に関する規定や児童ポルノの根絶等に係る都の責務等に関する規定を設けました。今後も、この条例に基づき対応していく必要があります。
- 一方、日本PTA全国協議会の調査では、保護者の7割以上が「マスコミの情報をう呑みにせず批判的に捉える情報リテラシーを子どもたちに身につけさせたい」と考えています。一人ひとりが情報を主体的に読み解き、その情報を見極めて取捨選択する能力や自ら発信する能力（メディア・リテラシー）を身につける必要があります。

子どものメディア接触に対する問題点（全国）

■ 非常にそう思う □ ややそう思う ■ どちらともいえない ▨ あまりそう思わない ■ 全くそう思わない □ 無回答



資料：日本PTA全国協議会「子どもとメディアに関する調査（平成22年度）」

■取組の方向性

- 表現の自由を十分に尊重しつつ、メディア事業者自身による暴力や性表現の自粛等、自主的な取組を促します。
- 情報の受け手側がメディアを主体的に読み解き、メディアを使って自分の考えを表現していく能力の育成を図ります。

＜都の施策＞

ア メディアへの対応

- 不健全図書等の区分陳列を徹底するとともに、インターネット等の利用環境整備や適正な利用に関する普及啓発を行います。
- 情報モラル、情報リテラシーなどメディアへの対応能力を育成します。
- 都が作成する広報・出版物等においても性差別につながらない表現を促進します。

番号	事業名	事業概要	所管局
153	不健全図書等の区分陳列	「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、著しく性的感情を刺激するなど、青少年の健全な育成を阻害する図書等の区分陳列を徹底します。	青少年・治安対策本部
154	インターネット等に関する取組	「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある情報を取り除くためのフィルタリングの普及を推進します。 インターネットやゲームをする上での、家庭内におけるルールづくりを支援することで、親子のコミュニケーションをより一層、緊密にすると同時に有害情報から子供を守ります。	青少年・治安対策本部
155	インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討	ネット環境浄化のために、サイバー犯罪対策協議会等と連携した広報啓発活動を推進します。 サイバーパトロールのほか、各種相談事案を通じて違法・有害情報を収集し、対策と取締りを推進します。	警視庁
156	情報モラル教育の充実	情報活用能力向上推進事業や教職員研修センター等における教員研修を通して、性や暴力表現を扱ったメディアから児童・生徒を守ることを含め、情報を発信する責任や情報モラル、リテラシーに関する教育の充実を図ります。	教育庁
157	庁内広報誌作成のポイント	男女平等参画の視点に立った広報紙・誌、ポスター等を作成するよう庁内に周知します。	生活文化局

＜ 都民・事業者の取組 ＞

ア メディア事業者の取組

- 各メディアにおいては、倫理規定の遵守を徹底します。

番号	項目	概要	団体名
45	協議会等における検討	協会の会報等によりメディアの重要性を告知し、必要に応じて出版団体で構成する「出版倫理協議会」や協会の関係委員会等で検討します。	書籍出版協会
		協会の会報等により男女平等参画の観点から、メディアの重要性について周知します。	雑誌協会
		男女平等参画について、「出版倫理協議会」において、行政や他の機関との連携に取り組みます。また、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」が遵守されるよう積極的に取り組みます。	
		「編集倫理委員会」において、人権の観点から男女平等参画を検討します。	

イ メディアへの対応

- 情報モラル、情報リテラシーなどメディアへの対応能力を育成するための支援を行います。

番号	項目	概要	団体名
46	情報モラル向上への取組	子供たちがパソコン、携帯電話、ゲーム機器、漫画・雑誌等と安全に付き合うための注意事項を示した「都小P 情報環境7ヶ条」を作成し、実践の輪を広げていきます。	小学校PTA協議会
		東京都と心の東京革命推進協議会(青少年育成協会)が行うインターネットやゲームに関する家庭のルールづくりを支援する「ファミリールール講座」のファシリテーター養成講座に参加し、各小学校等での講座の開催に協力していきます。	